

令和3年4月1日

新型コロナウイルスに関する「融資相談窓口」および  
「対応特別融資」の取扱期間延長について

広島県信用組合では、現状のコロナ禍の環境を踏まえ、直接的・間接的に影響を受けておられる事業者の方を対象に、引き続き「融資相談窓口」を設置し、「新型コロナウイルス対応特別融資」の取扱期間を下記の通り、延長いたしますのでお知らせいたします。

## 記

## 1. 「融資相談窓口」の設置

## (1) 対象となるお客様

法人および個人事業主のお客様を対象に、必要な資金に関するご相談・返済条件の変更などに関するご相談などに対応いたします。

## (2) 設置期間

令和2年3月9日（月）～ 令和3年9月30日（木） 延長の場合あり

## (3) 設置店舗及び設置日時

全店舗 平日9:00～15:00

## 2. 「新型コロナウイルス対応特別融資」の取扱い

融資対象者	事業所または住居が当組合の営業区域内のお客様 新型コロナウイルスの感染拡大により、直接的・間接的に影響を受け、 事業に支障が生じている法人および個人事業主のお客様
取扱期間	令和2年3月9日（月）～ 令和3年9月30日（木）
資金用途	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、必要となる運転資金・ 設備資金
融資限度額	5,000万円以内
融資期間	最長15年以内（運転資金・設備資金）
融資利率	当組合所定の金利
返済方法	元金均等返済または元利均等返済（1年以内の据置可能） （手形貸付の場合は、期日一括返済可能）
担保・保証人	当組合所定の方法によります